

アシスタンスドッグの輸入検疫要領

I 目的

本要領は、犬等の輸出入検疫規則（以下「規則」という。）に基づき行われるアシスタンスドッグの輸入検疫に係る手続について規定する。

II 定義

本要領において「アシスタンスドッグ(assistance dog)」とは、身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条に規定する身体障害者補助犬、「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドラインの制定について」（平成 30 年 11 月 21 日付け障企自発 1121 第 1 号）に基づき、日本の身体障害者補助犬と同等と認められた犬、及びその他身体障害があるなどにより継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける者（以下「障害者」という。）の補助等を行う犬であって、高度かつ特別な訓練を受けた犬をいう。

III 輸入者の定義

本要領において、「輸入者」とは、アシスタンスドッグの使用者（ハンドラー:handler）であって、自らの障害を補助させるため、当該アシスタンスドッグを同伴して日本に渡航する障害者をいう。

IV アシスタンスドッグの輸入の場所について

アシスタンスドッグの輸入の場所（空港・海港）は、家畜伝染病予防法施行規則第 47 条の規定に基づき、以下のとおりとする。

1 身体障害者補助犬法第 16 条の規定により、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）として認定を受けている補助犬：

稚内港、苫小牧港、小樽港、京浜港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、境港、広島港、関門港、徳島小松島港、高松港、博多港、長崎港、佐世保港、比田勝港、巖原港、八代港、鹿児島港、那覇港、平良港、石垣港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、花巻空港、山形空港、庄内空港、福島空港、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、神戸空港、大阪国際空港、鳥取空港、美保飛行場、岡山空港、出雲空港、広島空港、山口宇部空港、徳島飛行場、高松空港、松山空港、高知空港、北九州空港、福岡空港、佐賀空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、新石垣空港

2 上記 1 以外のアシスタンスドッグ：

苫小牧港、京浜港、名古屋港、阪神港、関門港、博多港、鹿児島港、那覇港、新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、神戸空港、大阪国際空港、北九州空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港

V アシスタンスドッグの輸入届出に係る審査について

1 輸入届出書の提出

輸入者は、輸入予定日の遅くとも 40 日前までに到着予定港（空港又は海港。以下同じ。）を管轄する動物検疫所（支所・出張所）（以下「到着予定港の動物検疫所」という。）に狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入に関する届出書【規則の様式第 1 号による】を提出する。なお、下記 2 に掲げる審査を行う上で必要がある場合、到着予定港の動物検疫所は、輸入者に対し、渡航予定書【別記様式 1 号】の提出を求めるものとする。

2 輸入届出に係る審査の実施

(1) 到着予定港の動物検疫所は、上記 1 により輸入者から提出された書類に基づき、規則第 4 条第 1 項の表の「犬等の区分」の欄に掲げる条件（以下「狂犬病のリスク管理措置に係る条件」という。）の具備状況について審査を行う。

(2) 到着予定港の動物検疫所は、上記 (1) の審査の結果を踏まえ、次のいずれかにより対応する。

ア 狂犬病のリスク管理措置に係る条件が完備している場合（以下「条件完備犬」という。）、通常の犬の輸入検疫手続により対応する。

イ 狂犬病のリスク管理措置に係る条件が不十分な場合（以下「条件不備犬」という。）、愛玩用の犬における対応と同様に、条件完備犬として輸入するよう、輸入者に対し、輸入時期の延期も含め、技術的助言・指導等（マイクロチップの装着、抗体検査、ワクチン接種等）を行う。

ウ 条件不備犬であって、上記イにおける技術的助言・指導等を行ってもなお、輸入者により、渡航時期を変更することが困難又は不可能であるとされる場合、当該犬が、別添の「狂犬病のリスク管理措置に係る基準」を満たし、かつ、次に掲げる要件を満たす場合に限り、下記 V に規定する一時持出許可に係る審査に進むものとする。なお、一時持出許可の期間は、滞在期間を超えない範囲で家畜防疫官が指定した期間とする。

(ア) 当該犬が VI 2 (5) に掲げるアシスタンスドッグの該当の有無に係る要件を満たしていること。

(イ) 渡航の目的が、観光等個人的な活動の一環によるものではなく、公共性・公益性の高いものであること。

(ウ) 日本の滞在期間は、原則として 10 日を超えないこと。

(エ) 滞在中、特定の場所（原則1か所）に滞在し、かつ、渡航目的で訪れる場所が特定されること。

(オ) 輸入者が当該犬の使用者（ハンドラー）であり、かつ、少なくとも直前の6か月間、当該犬をアシスタンスドッグとして使用し、飼育管理していること。

VI アシスタンスドッグの一時持出許可に係る審査について

到着予定港の動物検疫所は、以下により、アシスタンスドッグの一時持出許可に係る審査を行う。なお、必要があると認められる場合は、上記Vに係る審査と同時に進行しても差し支えない。

1 書類等の提出

輸入者は、次に掲げる書類等を到着予定港の動物検疫所に提出する。

- (1) アシスタンスドッグの一時持出許可申請書【別記様式2号】
- (2) 渡航目的に係る行事への参加・出席に関する主催者の証明書（参加・出席依頼書がある場合、その写しを添付すること。）【別記様式3号】
- (3) アシスタンスドッグに係る輸入者の申告書【別記様式4号】
- (4) 輸入者に関する医師の証明書【別記様式5号】
- (5) アシスタンスドッグの訓練・養成に関する証明書【別記様式6号】
- (6) 身体障害者補助犬法の規定に基づき発行された補助犬認定証の写し（同法に基づき認定を受けている場合）
- (7) 「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドラインの制定について」（平成30年11月21日付け障企自発1121第1号）に基づき発行された期間限定証明書の写し（同ガイドラインに基づき証明書が発行されている場合）
- (8) 狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入に関する届出書【規則の様式第1号による】

2 アシスタンスドッグの一時持出許可に係る審査の実施

到着予定港の動物検疫所は、上記1により輸入者から提出された書類等に基づき、次に掲げる事項への適合について審査を行う。

(1) 渡航目的等に係る要件

輸入者の渡航目的及び輸入者が渡航日程を延期等することができないとする理由が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 輸入者が、公的機関又はそれに準じる機関が開催又は主催する国際会議、国際競技大会その他の公共性・公益性の高い行事・活動等に参加・出席等するため渡航すること。

イ 輸入者の上記アに掲げる行事・活動等への参加・出席等が、当該行事・活動等

の開催・主催者により証明されること。

ウ 輸入者が国際会議の議長、司会進行者又は発表者若しくは国際競技大会の競技者等であること等から、当該輸入者が自己の都合・事情により上記アに掲げる行事・活動等への参加・出席等を欠席等すること及び当該行事・活動等の日程等を変更することが困難又は不可能であること。

(2) 滞在期間に係る要件

滞在期間は、原則として10日を超えないこと。

(3) 滞在所に係る要件

滞在所（宿泊場所をいう。以下同じ。）は、原則1か所であり、その所在地が明確に特定でき、かつ、一時持出許可申請に係るアシスタンスドッグを不特定多数の者から明確に隔離・分離した状態で飼養管理することが可能と判断できる場所であること。

(4) 訪問場所に係る要件

輸入者が上記(1)に掲げる渡航目的のため、訪問を予定している場所（以下「訪問場所」という。）は、原則1か所であり、その所在地が明確に特定でき、かつ、一時持出許可申請に係るアシスタンスドッグを不特定多数の者から明確に隔離・分離した状態で管理することが可能と判断できる場所であること。ただし、食事、移動等により公共施設又は公共交通機関等を使用しなければならない場合を除く。なお、特別の事情がある場合において、狂犬病予防上必要な管理方法等を取ることができる場合、訪問場所は、原則2か所まで認めることができる。

(5) アシスタンスドッグの該当の有無に係る要件

一時持出許可申請に係るアシスタンスドッグは、次に掲げる要件のいずれか1つを満たしていること。

ア 日本国の身体障害者補助犬法の規定に基づき、輸入者が使用する盲導犬、介助犬又は聴導犬として認定されていること。

イ 「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」に基づき「海外補助犬使用者・期間限定証明書」が発行されていること。

ウ 輸入者が使用する補助犬として、国際ガイド犬連合（International Guide Dog Federation: IGDF）の認定団体又は国際補助犬協会（Assistance Dogs International: ADI）の認定団体、若しくは輸出国政府機関が当該輸出国の国内法令に基づき認定する機関・団体により訓練等された補助犬であり、少なくとも直近6か月間、輸入者によって使用され、飼育・管理されていること。

(6) 輸入者に係る要件

次に掲げる要件を満たしていること。

ア 輸入者が日常生活を支障なく過ごし、かつ、輸入者が自らの障害を緩和する上

で、一時持出許可申請に係るアシスタンスドッグの手助け(assistance)が必要であること。

イ 一時持出許可申請に係るアシスタンスドッグの役割は、愛玩用犬(ペット)としての役割とは明確に異なるものであること。

(7) 狂犬病のリスク管理措置に係る基準

一時持出許可申請に係るアシスタンスドッグは、別添に掲げる基準に適合していること。

(8) 渡航先国の輸入条件

出国後の渡航先国の輸入条件が、動物検疫所として証明可能な内容であること。

(9) 一時持出期間中の輸入者の遵守事項

輸入者は、次に掲げる要件を理解し、かつ、受け入れていること。また、これらの要件を確実に遵守できること。

ア 一時持出許可期間中、常に当該アシスタンスドッグを同伴すること。

イ 当該アシスタンスドッグを訪問場所以外の場所に持ち出さないこと。ただし、食事、移動等により公共施設又は公共交通機関等を使用しなければならない場合のほか、健康上の理由により病院等に行かなければならない等の特別な事情がある場合において、当該アシスタンスドッグを滞在場所から、訪問場所以外の場所に持ち出さなければならない場合、当該アシスタンスドッグは、常に引き綱等により輸入者の直接の制御下に置かれること。

ウ 一時持出期間中に、当該アシスタンスドッグが下記のいずれかに該当するに至った場合、輸入者は、直ちに、あらかじめ指定された動物検疫所(持帰り先の動物検疫所)に連絡すること。

(ア) 狂犬病を疑う症状を呈する場合

(イ) 体調不良等により獣医師の診療を受けなければならない場合

(ウ) 人又は動物に咬傷等の危害を加えた場合

(エ) 逃亡し、又は盗難にあった場合

エ 常に動物検疫所からの連絡を受けられる状態にあること。

オ 家畜防疫官の指示に従うこと。

カ その他必要な事項(アシスタンスドッグに係る輸入者の申告書に記載)

3 アシスタンスドッグの一時持出許可に係る審査の結果

(1) 到着予定港の動物検疫所は、【別記様式7号】により、審査の結果について動物検疫所(本所)と協議する。

(2) 動物検疫所(本所)は、到着予定港の動物検疫所が行った審査の結果を検討し、その結果を【別記様式8号】により、到着予定港の動物検疫所に連絡する。

(3) 上記(2)に規定する検討の結果、一時持出を許可しても差し支えないと判断

された場合、到着予定港の動物検疫所は、輸入者に対し、係留期間、一時持出を許可する期間、その他必要な事項を記載した一時持出許可証【別記様式 9 号】を交付する。

- (4) 上記(2)に規定する検討の結果、一時持出を許可することができないと判断された場合、到着予定港の動物検疫所は、【別記様式 10 号】により、その旨を輸入者に通知する。
- (5) 上記(3)により、一時持出許可証を交付した場合、到着予定港の動物検疫所は、当該一時持出許可証の写しを動物検疫所(本所)に送付する。

4 一時持出許可証の動物検疫所内での共有等

- (1) 本邦の出国予定港が到着予定港と異なるなど特別な事情により、一時持出許可証を交付した動物検疫所(到着予定港の動物検疫所)が当該アシスタンスドッグを持ち帰る動物検疫所と異なる場合、到着予定港の動物検疫所は、【別記様式 11 号】により、その旨を当該アシスタンスドッグを持ち帰る動物検疫所に連絡する。
- (2) 動物検疫所(本所)は、一時持出許可証の写しを他の動物検疫所(支所・出張所)に共有する。

Ⅶ 一時持出許可事項に変更が生じた場合について

一時持出許可証が交付された後、渡航時期等一時持出許可の内容に係る変更等が生じた場合、輸入者は、【別記様式 12 号】により、速やかにその旨及び変更事項等を到着予定港の動物検疫所に届け出、その指示等を受けるものとする。ただし、当該変更の結果、本審査に係る基準・要件を満たさなくなると判断される場合は、【別記様式 13 号】により、動物検疫所(本所)と協議を行い、その結果、一時持出許可を取り消す場合は、【別記様式 14 号】により、その結果等を輸入者に通知する。

Ⅷ 輸入検査の申請及び到着時検査の実施について

- 1 輸入者は、日本に到着後、速やかに、次に掲げる書類を到着港の動物検疫所に提出する。
 - (1) 輸入検査申請書
 - (2) アシスタンスドッグの一時持出許可証
 - (3) 輸出国政府機関の発行する証明書(家畜伝染病予防法第 37 条第 1 項及び規則第 4 条第 1 項の表の「犬等の区分」の欄に規定するものをいう。以下、同じ。)
 - (4) 一時持出許可申請の際に動物検疫所に提出した書類の原本及びその他必要な書類
- 2 家畜防疫官は、次に掲げる事項について到着時検査を行い、その結果及び必要事項をアシスタンスドッグの一時持出許可証の所定の欄に記載する。

- (1) 上記1に規定する書類の具備状況等の確認
- (2) 当該アシスタンスドッグに係る臨床検査
- (3) その他必要な検査

3 到着時検査の結果、問題がないと判断される場合、家畜防疫官は、規則第4条第5項の規定に基づき、輸入者に対し、狂犬病予防上必要な管理方法等を指示し、当該アシスタンスドッグの動物検疫所の敷地外への一時的な持出を許可する。ただし、狂犬病にかかっているおそれがある場合その他動物検疫所で係留する必要があると判断される場合は、家畜防疫官は、当該アシスタンスドッグの一時持出を認めないこととする。

4 到着時検査において、輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていないこと又は輸出国政府機関の発行する証明書の内容に不備があることが確認された場合、到着港の動物検疫所は、【別記様式15号】により、その旨を動物検疫所（本所）に連絡する。

IX 関係自治体への連絡

一時持出許可証を交付した到着港の動物検疫所は、到着時検査の後、アシスタンスドッグの一時持出を許可した旨を【別記様式16号】により、遅滞なく、輸入者の滞在場所及び訪問場所を管轄する保健所に連絡する。

X 一時持出許可の取消

以下のいずれかに該当する場合、動物検疫所は、一時持出許可を取り消すことができる。

- 1 上記VIIのただし書きに該当する場合
- 2 上記VIII 3のただし書きに該当する場合
- 3 「アシスタンスドッグの一時持出許可証」中の「X 狂犬病予防上の指示事項」に従わない場合
- 4 家畜防疫官の指示事項に従わない場合
- 5 一時持出許可の対象アシスタンスドッグが人又は動物を咬み、傷つけ又はその他の危害を加えた場合
- 6 狂犬病を疑う症状が認められた場合

XI 一時持出許可を取り消した場合のアシスタンスドッグの取扱いについて

上記X 2から6までのいずれかに該当するため、一時持出許可期間中に一時持出許可を取り消した場合、動物検疫所は下記により対応する。

1 上記X 2に該当する場合

到着港の動物検疫所は、直ちに「犬等の輸出入検疫関係要領」（平成16年11月4日付け16動検第845号）のうち、「狂犬病の疑いのある犬等確認時の対応要領」（別添4）及び「犬等の輸入検疫要領」（別添5）の規定に基づき、安全を確保した上で、当該アシスタンスドッグを捕獲等し、係留施設に収容する等により対応する。

2 上記X 3及び4に該当する場合

持ち帰り先の動物検疫所（出国予定港の動物検疫所）は、当該アシスタンスドッグの滞在場所又は訪問場所に赴き、当該アシスタンスドッグを確保し、輸入者が出国するまでの間、係留施設に収容・保管する。

3 上記X 5に該当する場合

持ち帰り先の動物検疫所（出国予定港の動物検疫所）は、直ちに当該アシスタンスドッグの所在地に赴き、当該アシスタンスドッグを確保し、係留施設に収容・保管するとともに、「犬等の輸入検疫要領」の「8 係留中の犬等による咬傷等事故への対応」の規定に基づき対応する。

4 上記X 6に該当する場合

持ち帰り先の動物検疫所（出国予定港の動物検疫所）は、「狂犬病の疑いのある犬等確認時の対応要領」及び「犬等の輸入検疫要領」の規定に基づき、直ちに当該アシスタンスドッグの所在地に赴き、安全を確保した上で、当該アシスタンスドッグを捕獲等し、係留施設に収容する等対応する。

XII 一時持出許可期間中の緊急時の動物検疫への連絡

一時持出期間中に、当該アシスタンスドッグが上記V 2（9）ウのいずれかに該当する場合、輸入者は、直ちに一時持出許可証の項目VIIに記載されている持ち帰り先の動物検疫所に連絡する。

XIII 一時持出許可期間終了時の対応

- 1 輸入者は、一時持出許可証に記載されている期日（出国日）に、出国予定港の動物検疫所に当該アシスタンスドッグを持ち帰らなければならない。
- 2 家畜防疫官は、輸入者から一時持出期間中のアシスタンスドッグの健康状態、管理状態等について報告を受けるとともに、輸入者の求めに応じ、帰国時の輸入条件に基づき返送証明書を交付する。

(別添)

狂犬病のリスク管理措置に係る基準

狂犬病のリスク管理措置に係る基準は、以下のとおりとする。ただし、輸入到着検査において、アシスタンスドッグに添付されている輸出国政府機関の発行する証明書において、以下に掲げる事項が確認できない場合、一時持出を許可しない。

1 規則第4条第1項の表に規定する指定地域（アイスランド、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ及びグアム）から直接輸入される場合：

- (1) 狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていないこと、又はかかっている疑いがないこと。
- (2) マイクロチップが装着されていること。
- (3) 輸出国が指定地域であって、過去2年間、狂犬病の発生がないこと
- (4) 当該指定地域において、日本に輸出された日まで飼養されていたこと

2 上記1の指定地域以外の地域から輸入される場合：

- (1) 狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていないこと、又はかかっている疑いがないこと。
- (2) マイクロチップが装着されていること。
- (3) 規則第4条第1項の表の区分の欄の第3号の規定に基づき狂犬病の予防注射（農林水産大臣の定める方法によるものに限る。）を受けていること。
- (4) 規則第4条第1項の表の区分の欄の第3号の規定に基づき、到着日前3か月以上2年以内に採取された血液中の抗体価（農林水産大臣の指定する検査施設において、農林水産大臣の定める方法により測定したものに限る。）が血清1ml中0.5IU以上であること。